**平成２３年（フ）第２７１号**
埼玉県熊谷市柿沼780番地53　大幡団地１号棟１
債務者　中山　　光
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第２８６号**
埼玉県大里郡寄居町大字寄居1009番地１
債務者　橋井菜津美
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第３７号**
京都府福知山市駅前町33番地
債務者　中塚早千子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２３年（フ）第３８号**
京都府福知山市大江町河守656番地の１　ＥＬ・ＬＩＳＴＯＮ101号室
債務者　岩崎可奈子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２３年（フ）第７１号**
鹿児島県出水市高尾野町大久保2410番地１
債務者　尾原　広宣
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２３年（フ）第８６号**
北海道白老郡白老町字虎杖浜420番地360
債務者　星野和香子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２３年（フ）第９２号**
北海道伊達市長和町445番地59
債務者　高田　　朗
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２３年（フ）第９３号**
北海道伊達市長和町445番地59
債務者　高田　尚子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２３年（フ）第２３２号**
神奈川県小田原市米神339番地の１
債務者　松本美穂子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第３８２号**
神奈川県平塚市南金目1440番地の１
債務者　池田友鯉子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第３８８号**
神奈川県平塚市東中原２丁目１番35号　伊勢山ハイツ304号
債務者　小泉八重子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第４００号**
神奈川県厚木市下川入339番地７
債務者　畑山　明美（旧姓會田）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第４１３号**
神奈川県平塚市纏88番地の６
債務者　杉山　　隆
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第８０号**
新潟県村上市日下948番地10
債務者　山本　弐康
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２３年（フ）第５７９号**
京都市山科区東野狐薮町３番地６　ニューヴィラ京都201号
債務者　鶴田　栄男
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第７５１号**
京都市伏見区奈良屋町1084番地９
債務者　中村　康宏
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第７６８号**
京都市北区紫野北花ノ坊町１番地　市営住宅第７棟405号、前住所京都市北区紫野上野町７番地５
債務者　木村　茂樹
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第４６号**
兵庫県多可郡多可町中区東山535番地６　東山団地１号
債務者　土田　紘彰
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
神戸地方裁判所社支部